

「インドネシア：最低賃金引き上げ」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

1. 最低賃金引き上げ ～ジャカルタ特別州は前年比10%増

ジャカルタ特別州及び、その周辺の諸州において2009年1月1日から実施される最低賃金額が発表されている。ジャカルタ特別州では、前年比10%増の106万9,865ルピアとなる。

その他地域においては、西ジャワ州が10.56%増の62万8,191ルピアに、バンテン州が9.6%増の91万7,500ルピアといずれも10%近い引き上げになっている。

インドネシア政府は10月末に「来年度の最低賃金の引き上げ率は2008年の経済成長率(6%台)程度にすることが望ましい」と発表していた。しかし、各州においては、最近の消費者物価上昇率が10%を超えていることなどを勘案し、これより高い引き上げ幅が決定されている。

また、インドネシア政府は、最低賃金を労使2者間で決めることを推奨していたが、ジャカルタのケースでは、従来通り、政労使3者による賃金協議会で決定された。

今回の最低賃金引き上げ率が高いため、世界的な景気減速の中、輸出型産業にネガティブに働くとの声も上がっている。一方、現状、ルピア安が進んでおり、ルピアの為替レートが現状程度で推移する場合は、ドル・ベースで見た賃金上昇率は1桁に留まる。

【インドネシアの地域別月間最低賃金】

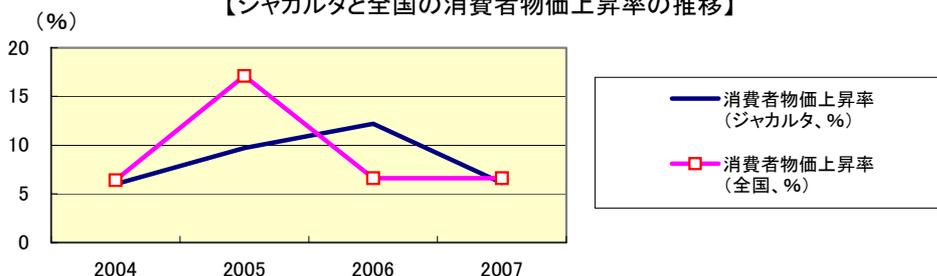
	実額(ルピア)		前年比上昇率(%)	米ドル換算(US\$)	
	2008年	2009年	2009年	2008年	2009年
ジャカルタ特別区	972,605	1,069,865	10.0	103	107
西ジャワ州	568,193	628,191	10.6	60	63
バンテン州	837,000	917,500	9.6	89	92
為替レート(ルピア/ドル)				9,400	10,000

(出所)各種資料より三菱東京UFJ銀行CIBグループ作成

※為替レートは2008年については、足元までの実績を踏まえ、1ドル=9,400ルピア、2009年については三菱東京UFJ銀行欧州市場部予想値を基に11,000ルピアと仮定。

2. ジャカルタと全国の消費者物価上昇率の推移

【ジャカルタと全国の消費者物価上昇率の推移】



(出所) CEIC、各種発表より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

	消費者物価上昇率 (ジャカルタ、%)	消費者物価上昇率 (全国、%)
2004	6.0	6.4
2005	9.7	17.1
2006	12.2	6.6
2007	6.1	6.6

(出所) CEIC、各種発表より三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

3. インドネシアにおける品目別の消費者物価上昇率の推移

消費者物価上昇率は、2007年には年平均で6.4%上昇まで低下していたが、その後、上昇に転じている。2008年10月は、前年同月比で11.8%上昇と2桁上昇で推移中である。

【インドネシア:品目別の消費者物価上昇率】

(%)

		全体	食品	加工食品・飲料・たばこ	住居	衣服	健康関連	教育・レクリエーション	通信・交通費
年平均	2004	6.1	5.9	4.0	7.8	5.6	4.6	9.8	4.8
	2005	10.5	10.0	8.7	9.1	5.6	4.7	9.4	20.3
	2006	13.1	14.7	10.8	10.6	8.4	6.7	8.3	23.6
	2007	6.4	11.4	6.4	5.0	5.5	5.0	8.6	1.1
前年同月比	2008.6	11.0	19.2	9.7	8.7	10.3	6.3	7.2	9.5
	7	11.9	19.9	10.5	9.9	10.6	6.8	6.9	10.2
	8	11.8	20.1	10.6	10.0	9.5	7.1	6.4	10.1
	9	12.1	20.1	11.2	11.0	8.9	7.2	6.1	10.3
	10	11.8	19.0	11.4	10.9	7.3	7.2	6.3	9.9

(出所) CEICより三菱東京UFJ銀行国際企画部CIBグループ作成

《インドネシア関連レポート》

「AREA Report123 インドネシア：投資優遇政令 2007 年 1 号を施行 2007 年 1 月 15 日」

「AREA Report129 インドネシア：投資優遇政令 2007 年 1 号『施行細則』発表 2007 年 4 月 3 日」

「AREA Report152 インドネシア投資環境レポート ～パート 1：ジャカルタ、スラバヤ、スマラン編 2008 年 2 月 13 日」

「AREA Report164 インドネシア投資環境レポート ～パート 2：バタム編 2008 年 5 月 15 日」

「AREA Report181 インドネシア：投資優遇措置を 23 産業分野に拡大 ～投資優遇政令 2008 年 62 号を施行 2008 年 5 月 15 日」

本レポートに関するお問い合わせ先

国際企画部 C I B グループ 北村 広明

E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

TEL: (東京) 03-3240-7864

※ 本レポートは各種情報を取り纏めたものであり、信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。